

宮城県高等学校PTA連合会 高校生総合保障制度

この補償概要は、主な場合を記載しておりますので、具体的な内容につきましては、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。また、プランによってセットされている補償が異なり、補償できない補償項目がありますのでご注意ください。

■子ども総合保険の補償概要

補 償	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いできない主な場合
<p>●傷害補償 (国内外補償) ・細菌性食中毒補償 セット</p>	<p>○死亡保険金…被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によりケガ(細菌性食中毒またはウイルス性食中毒を含みます。)をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、ご加入の死亡保険金額の全額をお支払いします。 ※同一保険年度に生じた事故によるケガに対してすでに後遺障害保険金をお支払いしている場合には、その金額を死亡保険金額から差し引いてお支払いします。</p> <p>○後遺障害保険金…被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によりケガ(細菌性食中毒またはウイルス性食中毒を含みます。)をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合、後遺障害の程度に応じてご加入の後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。 ※お支払いする保険金は、同一保険年度ごとに合算し、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。</p> <p>○入院保険金…被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によりケガ(細菌性食中毒またはウイルス性食中毒を含みます。)をされ、医師による治療のため入院された場合、入院日数1日につきご加入の入院保険金日額をお支払いします。ただし事故の日からその日を含めて180日以内の入院が対象となります。</p> <p>○手術保険金…被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によりケガ(細菌性食中毒またはウイルス性食中毒を含みます。)をされ、事故の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために手術(補償の対象にならない手術もあります。)を受けた場合、ご加入の入院保険金日額に所定の倍率(入院中に受けた手術:10倍・入院を伴わない手術:5倍)を乗じた額をお支払いします。ただし1事故について1回の手術に限り、2以上の手術を受けた場合はそのうち高い方の倍率を乗じた額をお支払いします。</p> <p>○通院保険金…被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によりケガ(細菌性食中毒またはウイルス性食中毒を含みます。)をされ、医師による治療のため通院(往診を含みます。)された場合、通院日数1日につきご加入の通院保険金日額をお支払いします。ただし事故の日からその日を含めて180日以内に通院した日数のうち90日を限度とします。被保険者が通院しない場合でも、骨折・脱臼・じん帯損傷などのケガを被った長管骨・脊柱などの所定の部位を固定するために、医師の指示により、ギプス・ギプスシーネなどの固定具を常時装着したときは、装着した日数について通院したものと同みなします。(ただし、手指や足指の骨折で「指」のみを固定するために、ギプス・ギプスシーネなどの固定具を常時装着した場合は除きます。)</p>	<p>次の①~⑨⑩⑪⑫の事由によって生じたケガまたは⑩の場合 ①保険契約者、被保険者、被保険者の親権者もしくは後見人または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失 ②被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為 ③被保険者の自動車、バイク、原動機付自転車等の無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等の影響下の運転中の事故 ④被保険者の脳疾患、疾病、心臓喪失 ⑤被保険者の妊娠、出産、早産、流産 ⑥被保険者に対する外科手術等の医療処置(保険金をお支払いするケガの治療を除きます。) ⑦戦争、暴動等 ⑧核燃料物質または核燃料物質により汚染された物の放射性その他の有害な特性、これらの特性による事故 ⑨放射線照射、放射能汚染 ⑩被保険者のむちうち症、腰痛その他の症状で、医学的他見所見のないもの ⑪被保険者が危険な運動中に生じた事故 ⑫被保険者が道路以外の場所での自動車、バイク、原動機付自転車等による競技・競争・興行中(練習中を含みます。)に生じた事故 …など</p>
<p>●熱中症危険補償 (国内外補償)</p>	<p>被保険者が急激かつ外来による日射または熱射が原因で身体に障害を被った場合、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金のうち、ご加入のプランにセットされている保険金をお支払いします。</p>	<p>「傷害補償」の「保険金をお支払いできない主な場合」の①~⑫と同じ …など</p>
<p>●特定感染症 (国内外補償)</p>	<p>被保険者が、保険期間中に特定感染症を発病した場合、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金のうち、ご加入のプランにセットされている保険金をお支払いします。(各保険金をお支払いする場合の要件は、傷害補償と同様です。)</p>	<p>次の事由によって発病した特定感染症 ①保険契約者、被保険者、被保険者の親権者もしくは後見人または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失 ②被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為 ③地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ④戦争、暴動等 ⑤核燃料物質または核燃料物質により汚染された物の放射性その他の有害な特性、これらの特性による事故 ⑥保険責任開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症(初年度契約の場合) …など</p>
<p>●被害事故補償 (国内外補償)</p>	<p>被保険者が犯罪行為(人の生命または身体を害する意図をもって行われた行為で、警察署に届け出た場合)またはひき逃げ事故により、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または後遺障害(別途定める第1級~第4級)が生じた場合、次の損害額を約款に定める算定基準によって算出してお支払いします。ただし1回の事故につきご加入の被害事故補償保険金額を限度とし、賠償義務者からの損害賠償金や他の給付金(犯罪被害者給付金)等は損害額から差し引きます。 ・死亡の場合、葬儀費・逸失利益・精神的損害・臨時費用・その他の損害 ・後遺障害の場合、逸失利益・精神的損害・将来の介護料・臨時費用・その他の損害 ※臨時費用は1回の被害事故につき、死亡10万円、後遺障害2万円を限度とします。</p>	<p>次の事由によって生じた損害 ①被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為 ②地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ③戦争、暴動等 ④核燃料物質または核燃料物質により汚染された物の放射性その他の有害な特性、これらの特性による事故 ⑤被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または極めて重大な過失 ⑥被保険者または保険金を受け取るべき者による被害事故を教唆または助する行為、および容認する行為、過度の暴力または脅迫、重大な侮辱等被害事故を誘発する行為、被害事故に関連する著しく不正な行為 ⑦被保険者、被保険者の配偶者、被保険者または配偶者と生計を共にする同居の親族もしくは別居の未婚の子が被害事故を発生させた場合 …など</p>
<p>●育英費用補償 (国内外補償)</p>	<p>扶養者が急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または重度後遺障害の状態となり被保険者が扶養されなくなる場合に、ご加入の育英費用保険金額の全額を被保険者にお支払いします。 ※同一の補償を提供する他の保険契約等がある場合、そのうち最も高額となる支払責任額を超えて、保険金を受け取られることはありません。 ※「育英費用補償」は、次の場合に効力を失います。 ・育英費用保険金をお支払いしたとき。 ・被保険者が独立して生計を営むようになったとき。 ・被保険者が扶養されなくなったとき。</p>	<p>次の①②の事由によって生じたケガまたは③の場合 ①保険契約者、被保険者、扶養者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失 ②「傷害補償」の「保険金をお支払いできない主な場合」の②~⑨と同じ(ただし「被保険者」を「扶養者」と読み替えて適用します。) ③扶養者が死亡または重度後遺障害の状態となったときに、被保険者を扶養していない場合 …など</p>

補償	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いできない主な場合
<p>●携行品損害補償 (国内外補償)</p>	<p>被保険者が自宅敷地外において携行している被保険者所有の身の回り品に、盗難(置き忘れまたは紛失の後の盗難を除きます。) ・破損・火災等の偶然な事故による損害が生じた場合、被害物の時価額を基準に算定した損害額(修理できる場合は修理費または時価額のいずれか低い金額)から自己負担額(3,000円)を差し引いた額をお支払いします。ただし保険期間を通じて(長期契約の場合は各契約年度ごと)にご加入の携行品損害保険金額を限度とします。 ※1個、1組または1対について10万円を限度とし、乗車券等または通貨等については合算して5万円を限度とします。 ※次のものは保険の対象となりません。 クレジットカード、プリペイドカード、電子マネー、株券、義歯、義肢、コンタクトレンズ、補聴器、動物、植物、データなどの無体物、船舶(ヨット、モーターボートなどを含みます。)、自動車、自転車、オートバイ、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウィンドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品…等</p>	<p>次の事由によって生じた損害 ①保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失 ②被保険者と生計を共にする親族の故意(保険金取得目的の場合に限ります。) ③被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為 ④被保険者の自動車、バイク、原動機付自転車等の無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等の影響下の運転中の事故 ⑤地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑥戦争、暴動等 ⑦核燃料物質または核燃料物質により汚染された物の放射性その他の有害な特性、これらの特性による事故 ⑧差し押え等の公権力の行使 ⑨携行品の変質、変色、欠陥または自然の消耗、さび、かび、ねずみ食い、虫食い、擦傷・搔傷・塗料のはがれ等単なる外観上の損傷、液体の流出 ⑩偶然な外来の事故に起因しない電氣的・機械的事故 ⑪置き忘れまたは紛失(これらの後の盗難を含みます。) …など</p>
<p>●個人賠償責任補償 (国内外補償) ・個人賠償責任補償条項の一部変更 ・受託品賠償責任補償 ・賠償事故の解決に関する特約セット</p>	<p>被保険者(☆)が、本人(加入者証記載の被保険者をいいます。) の居住のための住宅および同一敷地内の動産の所有・使用・管理に起因する偶然な事故、または被保険者の日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の財物(情報機器等に記録された情報を含みます。) を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負った場合に、被害者に対する損害賠償金、訴訟費用等をお支払いします。受託品(被保険者(☆)が他人から借りたり預かっていたりしている財物をいいます。) については、本人の住宅に保管されている間、または日常生活上の必要に応じて一時的にその住宅外で被保険者により管理されている間の事故により生じた損壊等に限ります。損害賠償金は、1回の事故につきご加入の個人賠償責任保険金額をお支払いの限度とし、情報機器等に記録された情報の滅失等にかかる損害については、個人賠償責任保険金額または500万円のいずれか低い金額を限度とします。 ※学校の管理下における活動中、クラブ活動などでのスポーツ中に、学校・クラブ・スポーツなどにおいて定められた指示やルールに従っている間に発生した事故については、通常、被保険者に法律上の損害賠償責任が生じないことが多く、補償の対象とならないことがあります。 ※次のものは受託品の対象となりません。 通貨、商品券等の金券、貴金属、自動車、バイク、原動機付自転車、本人が危険な運動を行っている間のその運動のための用具、動植物、建物、設計書、美術品…等 ※賠償金額の決定にあたっては、事前に引受保険会社の承認が必要です。 ※受託品にかかる損害賠償責任を除き、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手續(弁護士を選任を含みます。) は原則として引受保険会社で行います。ただし、日本国内で発生した事故に限ります。(「賠償事故の解決に関する特約」セット) ☆「被保険者」の範囲は、次のとおりとなります。 ① 本人 ② 本人の親権者 ③ 本人の配偶者 ④ ①から③までの同居の親族 ⑤ ①から③までの別居の未婚の子 ⑥ ②から⑥までのいずれにも該当しない法定の監督義務者。ただし、本人に対する監督義務に関する事故に限ります。</p>	<p>次の事由によって生じた損害 ①保険契約者または被保険者の故意 ②職務(アルバイトおよびインターンシップを除きます。) の遂行に直接起因する賠償責任(仕事上の賠償責任) ③職務(アルバイトおよびインターンシップを除きます。) の用に供される動産または不動産の所有・使用・管理に起因する賠償責任 ④被保険者と同居する親族に対する賠償責任 ⑤自動車、バイク、原動機付自転車、船舶等の所有・使用・管理に起因する賠償責任 ⑥被保険者の心神喪失に起因する賠償責任 ⑦地震もしくは噴火またはこれらによる津波 …など <受託品にかかわる保険金をお支払いできない主な場合> ①被保険者の自動車、バイク、原動機付自転車等の無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等の影響下の運転中の事故 ②受託品に生じた自然発火または自然爆発 ③偶然な外来の事故に起因しない電氣的・機械的事故 ④自然の消耗、劣化、変色、変質、さび、かび、ねずみ食い、虫食い等 ⑤屋根、扉、窓等から入る雨、雪またはひょうによる損壊 ⑥受託品が持ち主等に引き渡された後に発見された受託品の損壊に起因する賠償責任 …など</p>
<p>●疾病入院医療保険金 (国内外補償)</p>	<p>被保険者が保険期間の開始(☆)後に発病した病気(先天性異常については、保険期間の開始(☆)後に初めて医師の診断により発見された場合をいいます。) の治療のため、保険期間中に開始した入院が1日を超えて継続した場合、入院1日につきご加入の疾病入院医療保険金日額をお支払いします。ただし、1回の入院(注)に対しては60日を限度とします。 ※保険期間の開始(☆)前に発病していた病気であっても、保険期間の開始(☆)から1年経過後に開始した入院については、保険期間の開始(☆)後に発病した病気による入院とみなします。 ☆「保険期間の開始」は、疾病入院医療保険金を補償する継続契約の場合には、継続されてきた最初の保険期間の開始をいいます。 (注)同一の疾病の治療を目的として退院日からその日を含めて180日以内に開始した入院については、1回の入院とみなします。</p>	<p>①保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失による病気 ②被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による病気 ③被保険者の麻薬、あへん、大麻、覚せい剤、シンナー等の使用による病気 ④被保険者のアルコール依存、薬物依存もしくは薬物乱用またはこれらによる病気 ⑤戦争、暴動等による病気 ⑥核燃料物質または核燃料物質により汚染された物の放射性その他の有害な特性による病気、これらの特性による事故による病気 ⑦放射線照射または放射能汚染による病気 ⑧むちうち症、腰痛その他の症状で、医学的他覚所見のないもの ⑨被保険者の妊娠または出産(健康保険等の療養の給付等の支払対象の場合を除きます。) …など</p>
<p>●疾病手術医療保険金 (国内外補償) (公的医療保険準拠型) …次頁へつづく</p>	<p>被保険者が保険期間の開始(☆)後に発病した病気(先天性異常については、保険期間の開始(☆)後に初めて医師の診断により発見された場合をいいます。) の治療のため、保険期間中に手術(★)を受けた場合、ご加入の疾病手術医療保険金日額(疾病入院医療保険金日額と同額になります。) に所定の倍率(入院中に受けた手術：10倍、入院を伴わない手術：5倍)を乗じた額をお支払いします。ただし、同日に複数回手術を受けた場合などは、お支払い額の多い手術1回についてお支払いします。また、保険金をお支払いする放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、お支払いできません。</p>	<p>①保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失による病気 ②被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による病気 ③被保険者の麻薬、あへん、大麻、覚せい剤、シンナー等の使用による病気 ④被保険者のアルコール依存、薬物依存もしくは薬物乱用またはこれらによる病気</p>

補償	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いできない主な場合
…前頁つづき ●疾病手術医療保険金 (国内外補償) (公的医療保険準拠型)	※保険期間の開始(☆)前に発病していた病気であっても、保険期間の開始(☆)から1年経過後に受けた手術については、保険期間の開始(☆)後に発病した病気による手術とみなします。 ☆「保険期間の開始」は、疾病手術医療保険金を補償する継続契約の場合には、継続されてきた最初の保険期間の開始をいいます。 ★「手術」は、健康保険などの公的医療保険の給付対象として定められている手術・放射線治療、および先進医療に該当する手術・放射線治療をいいます。ただし、創傷処置、皮膚切開術、骨・関節の非観血的整復術、拔牙手術、異物除去(外耳、鼻腔内)、鼻焼灼術、魚の目手術など、補償の対象にならない手術があります。	⑤戦争、暴動等による病気 ⑥核燃料物質または核燃料物質により汚染された物の放射性その他の有害な特性による病気、これらの特性による事故による病気 ⑦放射線照射または放射能汚染による病気 ⑧むちうち症、腰痛その他の症状で、医学的他覚所見のないもの ⑨被保険者の妊娠または出産(健康保険等の療養の給付等の支払対象の場合を除きます。) …など

■自転車総合保険の補償概要

補償	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いできない主な場合
●傷害補償 (国内のみ補償) ・被保険者1名 限定特約セット	○死亡保険金…日本国内において被保険者が、自転車に乗っている間の急激かつ偶然な外来の事故によるケガ、または運行中の他の自転車との衝突・接触によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、ご加入の死亡保険金額の全額をお支払いします。 ※同一保険年度に生じた事故に対するすでに後遺障害保険金をお支払いしている場合には、その金額を死亡保険金額から差し引いてお支払いします。 ○後遺障害保険金…日本国内において被保険者が、自転車に乗っている間の急激かつ偶然な外来の事故によるケガ、または運行中の他の自転車との衝突・接触によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合、後遺障害の程度に応じてご加入の後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。 ※お支払いする保険金は、同一保険年度ごとに合算し、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。 ○入院保険金…日本国内において被保険者が、自転車に乗っている間の急激かつ偶然な外来の事故によるケガ、または運行中の他の自転車との衝突・接触によりケガをされ、医師による治療のため入院された場合、入院日数1日につきご加入の入院保険金日額をお支払いします。ただし事故の日からその日を含めて180日以内の入院が対象となります。	次の①~④⑥⑦の事由によって生じたケガまたは⑤の場合 ①被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失 ②被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為 ③地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ④戦争、暴動等 ⑤被保険者のむちうち症、腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの ⑥被保険者が道路以外の場所での自転車による競技・興行中(練習中を含みます。)に生じた事故 ⑦核燃料物質または核燃料物質により汚染された物の放射性その他の有害な特性、これらの特性による事故 …など
●通院保険金 (国内のみ補償) ・被保険者1名 限定特約セット	日本国内において被保険者が、自転車に乗っている間の急激かつ偶然な外来の事故によるケガ、または運行中の他の自転車との衝突・接触によりケガをされ、医師による治療のため通院(往診を含みます。)された場合、通院日数1日につきご加入の通院保険金日額をお支払いします。ただし事故の日からその日を含めて180日以内に通院した日数のうち90日を限度とします。 被保険者が通院しない場合でも、骨折・脱臼・じん帯損傷などのケガを被った長管骨・脊柱などの所定の部位を固定するために、医師の指示により、ギプス・ギプスシーネなどの固定具を常時装着したときは、その日数について通院したものとみなします。(ただし、手指や足指の骨折で「指」のみを固定するために、ギプス・ギプスシーネなどの固定具を常時装着した場合は除きます。)	「傷害補償」の「保険金をお支払いできない主な場合」と同じ

【用語のご説明】

	用 語	説 明
あ	医 師	被保険者が医師である場合には、被保険者以外の医師をいいます。
	ウイルス性食中毒	ノロウイルス等のウイルスに汚染された食品等を摂取したことにより発症した食中毒をいいます。
か	危 険 な 運 動	ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗その他これらに類する危険な運動をいいます。
	ケ ガ	急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいい、有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、摂取したことによる急性中毒を含みます。 ●「急激」とは、突発的に発生し事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと ●「偶然」とは、事故の発生原因または結果の一方、または両方が被保険者によって予知できないこと ●「外来」とは、被保険者の身体外部からの作用によることをいいます。上記3要件に該当しない、例えば、「日焼け」、「しもやけ」、「低温やけど」、「疲労骨折」、「テニス肘」、「野球肩」などは、補償の対象になりません。
	後 遺 障 害	身体に残された将来においても医学上回復できない機能の重大な障害または身体の一部の欠損をいいます。
さ	細菌性食中毒	サルモネラ菌等の細菌に汚染された食品等を摂取したことにより発症した食中毒をいいます。
	時 価 額	保険の対象と同等の物を新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を差し引いて、現在の価値として算出した金額をいいます。
	自 己 負 担 額	補償の対象となる事由が生じた場合に被保険者の自己負担となる金額をいいます。
	重 度 後 遺 障 害	後遺障害の程度が普通保険約款別表に定める割合で100%のもの(同一事故により2種以上の後遺障害が生じた場合は、普通保険約款または特約に定める規定により、100%に認定されるもの)をいいます。 重度後遺障害の例：両眼が失明したとき、そしゃくおよび言語の機能を廃したとき…など
	手 術	健康保険などの公的医療保険の給付対象として定められている手術および先進医療に該当する手術をいいます。 ただし、創傷処理、皮膚切開術、骨・関節の非観血的整復術、抜歯手術などの軽微な手術は補償の対象になりません。
た	同 一 の 病 気	次のいずれかに該当する場合をいいます。(後の病気は前の病気と同一の病気とみなします) ・入院が終了した日からその日を含めて180日以内に、再びその病気の入院治療が必要になった場合 ・入院をしなかった場合は、病院等でその病気の治療を最後に受けた日からその日を含めて180日以内に、再びその病気の入院治療が必要になった場合
	特 定 感 染 症	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」における一類感染症、二類感染症、三類感染症をいいます。2018年4月1日現在、重症急性呼吸器症候群(病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る)、結核、鳥インフルエンザ(H5N1)、腸管出血性大腸菌感染症、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフスなどが該当します。
は	配 偶 者	法律上の配偶者または内縁の方をいいます。
	発 病	医師の診断による発病の時をいいます。
	被 保 険 者	保険の対象となる方をいいます。
	扶 養 者	お子さま(被保険者)の生活費および学業費用を負担して生計を支えている親権者で、保険加入時にご指定いただいた方をいいます。
	保 険 期 間	引受保険会社が保険契約に基づく責任を負う期間をいいます。
	保 険 金	補償の対象となる事由が生じた場合に引受保険会社が支払う金銭をいいます。
	保 険 金 額	ご契約にあたり引受保険会社とご契約者との間で定める金額(ご契約金額)で、引受保険会社が支払う保険金の額または保険金の限度額をいいます。
	保 険 年 度 (契 約 年 度)	①保険期間に1年未満の端日数がない場合 初年度については保険期間の初日から1年間、次年度以降についてはそれぞれの保険期間の初日応当日から順次1年間ずつをいいます。 ②保険期間に1年未満の端日数がある場合 初年度については保険期間の初日からその端日数期間、第2年度については初年度の末日の翌日から1年間とし、以後同様とします。

団体契約加入者用 重要事項説明書

2018年1月1日以降保険始期契約用
2018年9月版

(注) 加入依頼書への署名または捺印は、この書面の受領印を兼ねています。

AIG損害保険株式会社

この書面では、こども総合保険、普通傷害保険、自転車総合保険に関する重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」など)についてご説明しています。事前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。

「自動更新のご案内」または「継続のご案内」をお受け取りになったお客さまはご契約の更新(継続)前に必ず、この書面の文言を以下のとおり読み替えてご確認ください。
◆「お申し込み」「お申込み」「申込」→「更新」または「継続」
◆「パンフレット」→「自動更新のご案内」または「継続のご案内」、および「補償概要」

契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報 お申込みに際してご契約者にとって不利益になる事項など、特にご注意ください事項

お申込みの内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。

この書面は、お申込みに関するすべての内容を記載しているものではありません。ご契約者である団体にお渡しする「保険の約款」によりますが、ご不明な点につきましては、取扱代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。



このマークに記載の項目は、「重要事項説明書の補足事項」(*)に記載されています。

(※)「重要事項説明書の補足事項」は、弊社ホームページに掲載しておりますのでご参照ください。

●加入依頼者と被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項を、被保険者の方に必ずご説明ください。

1 契約申込前におけるご確認事項

(1) 商品の仕組み

契約概要

- この保険は、被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によりケガ(骨折、やけどなど)をした場合などに、保険金をお支払いします。
- この保険は団体をご契約者とし、団体の構成員等を被保険者(保険の対象となる方)とする団体保険契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は契約者である団体が有します。加入される保険の名称、ご契約者となる団体名等につきましては、パンフレット・加入依頼書などをご参照ください。
- 基本となる補償およびセットすることができる主な特約(任意セット特約)はパンフレットにてご確認ください。

(2) 補償内容等

① 補償内容

契約概要

注意喚起情報

[保険金をお支払いする主な場合] [保険金をお支払いしない主な場合]、および特約の詳細については、パンフレットにてご確認ください。

② 補償の重複

注意喚起情報

育英費用補償、個人賠償責任補償、携行品損害補償などのお申込みにあたっては、補償内容が同様の保険契約(この保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の要否をご判断いただいたうえで、お申し込みください。

なお、パンフレットに記載の各プラン(特約の組み合わせ)の内容を変更(一部の特約の追加・削除)してのご契約はできませんので、ご了承ください。

(注) 1契約のみに特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更など)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、特約の補償がなくなることがあります。ご注意ください。

③ 保険期間および補償の開始・終了時期

契約概要

注意喚起情報

お客さまが実際にお申込みになる保険期間については、パンフレットにてご確認ください。

(3) 保険料の決定の仕組みと払込方法等

① 保険料の決定の仕組み

契約概要

保険料は、以下の要素によって決定されます。お客さまが実際にお申込みになる保険料については、パンフレットなどにてご確認ください。

●保険金額 ●保険期間 ●仕事の内容 ●保険料払込方法 など

② 保険料の払込方法

契約概要

注意喚起情報

保険料の払込方法は、パンフレットにてご確認ください。

(4) 満期返戻金・契約者配当金

契約概要

この保険には満期返戻金・契約者配当金はありません。

2 契約申込時におけるご注意事項

(1) お申込み時のご注意

- お申込み時に、「自動車運転者」「建設作業員」「農林漁業作業員」「採鉱・採石作業員」「木・竹・草・つる製品製造作業員」のうち、いずれかの職業に継続的に従事される生徒・学生の方は、取扱代理店または扱者までご連絡ください。
- 職業が次の「お引受けできない職業」に該当する場合には、ご契約をお引受けできません。

お引受けできない職業

炭坑、鉱坑などの坑内で作業を行う方、スタントマン、危険が高いと弊社が判断したプロスポーツ選手、オートテスター(テストライダー)、テストパイロット、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、海面での漁業従事者、トンネル・ダム掘さく工、石切・採石作業員、発破員、運転代行運転者、船舶関係従事者、バイク便運転者、ピザ宅配員、船内・沿岸・港湾における運搬作業員、火薬類・強酸・劇毒物などの危険物の製造作業員、潜水作業員、潜函工、壁面などの危険な場所で清掃を行う方、自衛官、警察官、海上保安官、消防員、麻薬取締官

(2) クーリングオフ

注意喚起情報

ご契約のお申込み後に、お申込みの撤回または契約の解除(クーリングオフ)を行うことはできません。

(3) 死亡保険金受取人

注意喚起情報

死亡保険金は、被保険者の法定相続人にお支払いします。

3 契約申込後におけるご注意事項

(1) ご連絡いただきたい事項

お申込み後、次の事実が発生する場合には、契約内容の変更などが必要となります。直ちに取扱代理店・扱者または弊社にご通知ください。

- ① 加入者証記載の住所・電話番号を変更した場合
- ② 転校・転園などにより団体の構成員(会員)でなくなった場合
- ③ 「自動車運転者」「建設作業員」「農林漁業作業員」「採鉱・採石作業員」「木・竹・草・つる製品製造作業員」のうち、いずれかの職業に継続的に従事されるようになった場合
- ④ 特約の追加など、契約条件を変更する場合

(2) 脱退(解約)時の返還保険料(解約返戻金)

契約概要

注意喚起情報

ご加入後、保険契約より脱退(解約)される場合は、取扱代理店・扱者または弊社に速やかにお申し出ください。

- ご契約の解約に際しては、契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料(解約返戻金)を返還します。
- 解約の条件によって、解約日から保険期間の終了日まで期間に応じて、保険料を返還します。ただし、返還保険料(解約返戻金)は、原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- 保険期間の開始日から解約日まで期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。



(注) 解約時の返還保険料の計算方法につきましては、弊社ホームページ(URL: <https://www.aig.co.jp/sonpo/contractor/rp/k/>)をご覧ください。取扱代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。

(3) 被保険者からの解約

注意喚起情報

被保険者とご契約者が異なる場合で、一定の要件に合致するときは、被保険者はご契約者に解約を求めることができます。この場合、ご契約者は解約しなければなりません。

その他ご留意いただきたいこと

(1) 取扱代理店の権限

注意喚起情報

取扱代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務などの代理業務を行っています。

(2) 保険会社破綻時等の取扱い

注意喚起情報

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、弊社も加入しております。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となりますので、引受保険会社が破綻した場合でも、保険金や解約時の返還保険料(解約返戻金)などは次の割合で補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は100%補償されます。

	保険金	解約返戻金
保険期間 1年以内の契約	100% (破綻後3か月以内の事故) 80% (破綻後3か月経過後の事故)	80%
保険期間 1年を超える契約	90% ^(*)	

(*) 保険期間が5年を超える契約で、主務大臣の定める率より高い予定利率を適用している契約については、90%から追加で引き下げられることがあります。

(3) 個人情報の取扱い

注意喚起情報

弊社は、この契約に関する個人情報を次の目的のために利用します。
① 保険契約のお引受け、ご継続・維持管理および保険金・給付金等のお支払い
② グループ会社・提携会社等が取り扱うサービスや各種商品のご案内・提供、ご契約の維持管理
③ 弊社業務に関する情報提供および運営管理、商品・サービスの充実
④ お客様とのお取引および弊社の業務運営を適切かつ円滑に履行するために行う業務
⑤ その他上記に付随する業務

また、ご本人が同意されている場合のほか、次の場合に外部へ提供する場合があります。

- ① 利用目的の達成に必要な範囲内において、業務を外部(弊社代理店を含む)へ委託する場合
- ② 再保険の手続きをする場合
- ③ ご本人の保険契約内容を保険業界において設置運営する情報制度に登録する等、保険制度の健全な運営に必要であると考えられる場合
- ④ その他法令に根拠がある場合

ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、各種法令に従い、業務の適切な運営の確保およびその他必要と認められる範囲に限定します。また、個人番号(マイナンバー)を含む特定個人情報の利用目的は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に定められている範囲に限定します。上記に関わる個人情報の取扱い(プライバシーポリシー)の詳細は、弊社ホームページをご覧ください。(URL: <https://www.aig.co.jp/sonpo>)

(4) 継続契約について

● 保険金請求状況や年齢、補償内容・保険料率の改定などによっては、保険期間終了後、ご契約を継続できないことや、同一の内容でご契約いただけないことがあります。

(5) 重大事由による解除

次の事由に該当する場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、弊社に保険金を支払わせることを目的として損害または傷害を発生させた場合
- 被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求に関して詐欺を行った場合
- ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合

など

(6) 事故が起こった場合

保険金の請求を行うときは、保険金請求書に加え、「保険の約款」に

定める書類のほか、「重要事項説明書の補足事項」に記載の書類などをご提出いただく場合があります。

📖 事故が起こった場合の手続、代理請求人制度

その他

📖 共同保険、契約内容登録制度、加入者証の確認・保管

1. 保険に関するお問い合わせ・ご相談・ご不満・ご意見

取扱代理店・扱者または下記までご連絡ください。

- 商品・ご契約内容に関するお問い合わせは
0120-338-566 (通話料無料)
受付時間: 午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除きます。)
- ご不満・ご意見のお申出は お客さまの声室
0120-246-145 (通話料無料)
受付時間: 午前9時～午後6時(土・日・祝日・年末年始を除きます。)

2. 事故のご報告

取扱代理店・扱者または下記までご連絡ください。

(事故以外のお問い合わせは上記1.へご連絡ください。)

事故のご報告・保険金のご請求に関するお問い合わせは

0120-01-9016 (通話料無料)

受付時間: 24時間365日

3. 弊社の契約する指定紛争解決機関

注意喚起情報

弊社との間で問題を解決できない場合には、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた下記の指定紛争解決機関に解決の申立てを行うことができます。

一般社団法人保険オンブズマン

03-5425-7963 (通話料有料)

受付時間: 平日 午前9時～12時、午後1時～5時

(土・日・祝日・年末年始等を除きます。)

詳しくは、一般社団法人保険オンブズマンのホームページをご覧ください。

<http://www.hoken-ombs.or.jp>

※ IP電話をご利用の場合、IP電話の規程により通話料無料の電話番号がご利用にできない場合があります。

お申込み内容に関する確認について

弊社では、お客さまのご意向に沿った保険商品をご提案させていただくことに努めておりますが、ご提案した保険商品がお客さまのご意向に沿った内容であること、お申し込みいただくうえで特に重要な項目が正しく記入されていることをご確認いただいております。お手順をおかけいたしますが、お申込みにあたり、下記の内容についてご確認いただき、ご加入いただきますようお願いいたします。なお、ご確認の結果、修正すべき点があった場合には、ご契約内容を訂正させていただきますので、取扱代理店・扱者または弊社までご連絡いただきますようお願いいたします。

A 希望される主な補償や保険金額、保険期間、補償の重複、被保険者欄の記載項目などについてご確認ください。

- この保険は、ケガによる死亡・後遺障害や入院・通院などを主な補償としています。ご希望どおりであるかご確認ください。
- 「補償の内容」や「特約の内容」、「保険金額」、「保険期間」、「保険料」、「保険料の払込方法」はご希望どおりであるかご確認ください。補償内容の詳細については、パンフレットなどにてご確認ください。
(注) 「保険金額」や「保険期間」などについては、ご契約内容や弊社規定などによって、ご希望に沿えない場合もございます。
- 契約者配当金制度は、この保険には適用されません。
- 既にご加入されている保険契約の一部または全てと補償が重複する場合がありますので、その保険契約の補償内容もご確認ください。
- 被保険者の「氏名」「生年月日」「性別」を正しく記入されているかご確認ください。

B 被保険者となる方の範囲についてご確認ください。

転校・転園などにより団体の構成員(会員)でなくなった場合は、補償の継続ができなくなるため、必ずご連絡ください。

📖 契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

お申込みの際にご契約者にとって不利益になる事項など、特にご注意いただきたい事項

📖 の項目については、「重要事項説明書の補足事項」をご参照ください。